

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 21 年 10 月 1 日作成)

法令名	土地改良法
根拠条項	第 134 条第 2 項
処分の概要	土地改良区役員の改選命令
法令の定め	○第 134 条第 2 項 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。 〈関連条項〉 ・土地改良法第 134 条第 1 項
処分基準	判断基準が法第 134 条第 1 項及び第 2 項において具体化されているため、処分基準は設定しない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興課調整課・農村振興課
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興課調整課・農村振興課
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> ）